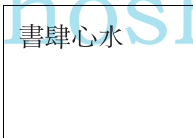


不戦条約論

信夫淳平



不
戦
条
約
論

目
次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

序言 13

第一章 不戦の意義 15

絶対不戦は可能的なるか／聯盟規約及びロカルノ協定の不戦規定／恒久平和はいつ到来する／期待すべき真の平和／国際紛争の種因は年々増加／その種因は却って増加／紛争の平和的处理が最捷徑／無用の戦争をやらぬのが不戦／戦争は多くは激情の結果／無名の師は米国にも多い／無名の師の三幅対／聯盟規約の最重要条項／開戦停止期間／その力聯盟外の国に及ばず／義戦の解／自衛権／無抵抗主義の是非／自衛権の濫用を戒む／戦争の存在と国際道徳

第二章 不戦条約の能否 33

戦因あらば不戦の約束は不可能／軍縮は遅るれば益々困難／軍縮達成は戦因除去にある／日米間に今日戦因なし／国際の情勢は大凡見当がつく

第三章 不戦条約の種類 43

第一項 往古の不戦条約又はその私案 44

ギリシャの宗盟會議／十四五世紀に現れたる不戦論／十七八世紀における不戦論の大流行／クルーセの『新シネー』／グロチウスの国際會議裁定案／アンリー四世の『大意匠』／ウィリアム・ペンの歐洲元首議會案／サン・ピエールの歐洲大同盟案／ベンザムの二大平和綱領／カントの自由諸國聯盟案／サン・シモンの歐洲改造案

第二項 國際紛争の平和的處理方法の發達 62

平和的處理の意義／平和的處理の方法／周旋／周旋と居中調停の混用／兩者の差異／特別居中調停／國際審査委員會／國際聯盟の新たに加へたる二方法

第三項 仲裁裁判の概説 73

仲裁裁判の目的／仲裁裁判の發達／十九世紀以降の仲裁裁判／仲裁裁判と米國／ハーグ設置の常設仲裁裁判所／その裁定したる紛争事件／第二回ハーグ會議の改善と改悪／仲裁司法裁判所案／國際紛争の種類／法律的紛争と政治的紛争／戦争基因の紛争は概して政治問題／仲裁裁判にて解決し得るもの／世に仲裁裁判に附し得ざる問題なし／國家の名誉に関する問題／國家の獨立に関する問題／重大なる利害に関する問題／義務的仲裁裁判の意義及び賛否／米國と義務的仲裁裁判

第四項 総括的仲裁裁判

100

米英総括的仲裁裁判条約の調印／総括的の意義／米国上院の修正／大統領の不同意／遂に廃案

第五項 ブライアン平和条約

109

謂わゆる平和促進条約／ブライアンの提唱／提案の趣旨／本条約の成立／その条文及び主眼／その反響及び効果／現に有効なのは米国と三ヶ国

第六項 国際聯盟規約の不戦規定

120

戦争の共通利害／開戦前に執るべき必須手段／仲裁裁判又は司法的解決の附託／附託すべき裁判所／判決の履行／聯盟理事会の審査

第七項 平和議定書及びロカルノ協定の不戦条項

130

相互保険条約の提唱／「国内問題」の一波瀾／平和議定書の可決／その要領／廃案となる／代つてロカルノ協定／その内容／本条約の核心

第八項 安全保障委員会の不戦研究

142

局地的協約の環圈／安全保障の先決要求／安全保障委員会の新設／英
国政府の覚書／軍縮準備委員会における討議未了

第四章

最近の不戦条約問題の事歴

153

不戦条約論の具体化／ブリアンの対米提議／その要旨／米国における
好反響／その賛成意見／諸新聞紙の論調／米国の政府筋の意向／シヨッ
トウエル案出づ／我が有志者との意見交換／我が国内における反響／
聯盟総会における侵略的戦争の非認／国際聯盟協会の有志研究会

第五章

シヨットウエル案の検討

167

その全文／本案の核心／ブリアン条約に比し一進歩／調停制度／退
歩の点もある／モンロー主義／その解說的曖昧／打ちこわしは面白く
ない／妥協の一案／その理由／米大陸国と非米国との紛争／国内管轄
問題／その範圍／国家の主権事項と国際問題は両立す／米国の専決は
不当且つ不利／第三者の決定に委ぬべし／泣き寝入りを命ずる規定／
不戦条約と国際聯盟の關係／類似的条約違反に対する措置／附訟事項
の除外／仲裁契約と米国上院／識者の研究討議を望む

第六章

米国の仏国その他との不戦条約交渉経過

205

米国政府の第一回対仏通牒／仏国の回答／米国の第二回通牒／仏国の再回答／米国の第三回通牒／米仏新仲裁判条約の調印／新旧条約の長短／「国内問題」と仏国／その後の米仏交渉／仏国の立場／米国の譲歩する場合／仏国の譲歩する場合／最賢明なるは米国の譲歩／米国の我国に対する交渉

第七章

不戦条約に対する疑惑又は非難

227

不必要という論／米国の聯盟加入が捷徑という説／米国の不戦提唱の動機に対する疑惑／不戦の提唱と海軍大拡張／米国の輿論の性質／仲裁裁判に対する我が不信／不戦など到底実行不可能という論／聯盟外の聯盟は面白からずとの説

補遺

米国の日英独伊四国へ不戦条約提議

241

不
戦
条
約
論

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

- 一、本書は、信夫淳平著『不戦条約論』（一九二八年、国際聯盟協會刊行）の新組復刻版である。巻末資料（英語等原文）は本書では省いた。
- 一、本書では新字体漢字、新仮名遣いで表記した。
- 一、現在一般に漢字表記が避けられる傾向にあるものは仮名に置き換えた。（ただし漢字と片仮名で書かれている引用文中ではそのままにした。）
- 一、送り仮名は現在一般の感覚で違和感が強いだろう場合は加減した。（ただし漢字と片仮名で書かれている引用文の送り仮名はそのままにした。）
- 一、踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用し、その他のものは文字に戻して表記した。（ただし漢字と片仮名で書かれている引用文の踊り字はそのままにした。）
- 一、鍵括弧の形状は現在一般の慣例に従って変更した。
- 一、元の本では固有名詞の片仮名語がゴシック体にされているが、本書では通常の書体で表記した。また、片仮名語同士の間をスペースで示しているが、本書では現在の慣例通り中黒点で示した。
- 一、片仮名語の表記を現在一般の感覚で違和感の少ないようにしたもの、あるいは、分かりにくいものを分かりやすくしたものがある。（例 サルヂニア→サルディニア、ハルヂング→ハーディング、フヒリツプ→フィリップ）
- 一、便宜的に読み仮名ルビと意味を示すルビを補った。意味を示すルビは丸括弧に入れて記した。
- 一、「〔 〕」括りの冒頭に※を記した注は本書刊行所によるものである。
- 一、明らかな誤植、誤記のうち、「義的に訂正しうるものは、特にそれと示すことなく訂正した。

序 言

不戦条約問題は昨年以来、米国を挟んで西には仏国、東には我が日本における重要な研究項目となり、米仏両国政府間には、その交渉が既に具体的に進行し、最近には、米国政府は既に日英独伊の四国政府に対しても公然提議する所あるに至った。その前途如何は今日予卜し能わざるも、多少の加除修正はやむなしとし、大体において吾等の希望し且つ期待するが如くに都合よく進展するにおいては、その成果が世界の平和に寄与することのすこぶる大なるべきは論を俟たない。然るに不戦条約なるものの意義本質等に就いては、世上なお説いて尽さず、語りて詳かならずで、随って広く国民の理解と共鳴を得るには、これが解説に今一息の努力を要するものがある。これが浅学劣識を顧みず、敢えて国際教育普及の意味にて本稿を世に出す所以である。

昭和三年四月

信夫淳平

第一章

不戦の意義

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

絶対不戦は可能
なるか

聯盟規約及び口
カルノ協定の不
戦規定

本論を進むるにあたり、先ず以て特に明瞭にして置きたきは、不戦条約の謂わゆる不戦という言葉の意味である。不戦といえは絶対に戦争をしないということに解せらるるが、それは果して今日可能的のことであるか。何人も然りとは云い得まい。

国際聯盟規約はその前文の劈頭第一において「締約国ハ戦争ニ訴エサルノ義務ヲ受諾シ」と記し、恰も戦争を絶対に非認するかの如き行文で筆を起してあるが、しかも本文の第十二条に至り、締約国が戦争に訴うるに先だち必然執らざるべからざる所の特定措置を規定してある。即ちこの規定あるの一事、これ取りも直さず締約国の戦争に訴うることあるべきこと、及びその特定措置を履みし上の戦争はこれを違法視せざること、の意を肯定したものである。ロカルノ協定のライン保障条約に至りては、独

(ベルギー)

白 両国及び独仏両国は「何れの一方よりも攻撃又は侵入をなさず、且つ如何なる場合においても戦争に訴えざることを互いに約束」とまで規定したるが、それでも(一) 正当防衛の場合、(二) 国際聯盟規約第十六条の適用に依り行動する場合、(三) 国際聯盟の総会もしくは理事会の決議に依り、又は聯盟規約第十五条第七項の適用に依り行動する場合、以上の三場合には右の規定を適用せずとしてある。勿論これ等戦争禁止の規定は、国際聯盟規約第十二条所定の開戦の機会の減縮に比すれば、その範圍が一層拡大せられたもので、それだけ平和の維持に貢献する所大なるは言を俟た^{*}な

恒久平和はいつ
到来する

い。けれども、それは特定の若干国の間に限られたる規定で、即ち国際の平和を脅威する危険率がこれに依り局地的に著しく減じたことは認むべきも、戦争の絶対非認ということにはなおかなりの距離あるを否み得ない。

絶対の不戦は恒久平和と通俗的には同意義と見て可い^{よろし}が、恒久平和なるものは、一方においては国際道徳が真個に向上し、正義人道観が浮ッ調子でなく、月並の乾杯辞的でなく、事実合理的に、且つ徹底的に認識せられ、而して他方においては、国際紛争の種因そのものが事実において絶滅するに至らば、これを欲せずとも自然に到来する。が、その然らざる限りは、漫にこれを要望企図するも効あるものでない。元来平和なるものは、目的でなくして結果である。恰も愉快とか満足とかいうものが人生の目的でなくして結果であるのと同様である。享樂を目的として動くというのは理想を取り違えた論で、或る目的を達するなり或る安定状態の下に置かるるなりの結果が則ち享樂なり、愉快なり、満足なりである。平和もまた然りで、即ち国際道徳の向上、正義人道の信仰、而して国際紛争の種因の絶滅、その結果が則ち恒久平和である。国際道徳向上せず、正義人道は口舌に止まり、将た国際紛争の種因絶滅せざるに、しかもなお且つ平和の維持せらるるあらば、これ唯だ開戦に至らずという迄で、真の平和ではない。各国民互いに戦々兢兢として恐怖の間に辛うじて平和を維持し居るのは、

期待すべき眞の
平和

決して眞個の平和と云えない。大戦前の歐洲の如きは正にそれであつた。

もし平和が結果でなくして目的であるとしたならば、手段の如何を択ばず、又状勢の如何を問わず、いやしくも平和でありさえすればこれを謳歌すべきこととなる。仮にアレキサンドル大帝やナポレオン一世を再起せしめて英雄政治を行わしむるも、ウィルヘルム二世を拉し来たりて世界を軍閥政治の下に圧せしむるも、將た又資本的政治を布いて金でことごとく人間を縛らしむるも、いやしくもこれに依り武力の對抗、反抗、反撥さえ見ざる限り、人々これを平和として歓迎せねばならぬことになる。もとよりかかる平和は永続はしまい。が、或る期間は実力さえあらば続く。その続く間は、天下泰平なりありがたき御代なりとしてこれを慶賀せねばならぬことになる。されど人々の希望し期待する平和は、果してかかる種類の平和であらうか。断じてそうであるまい。世界各国民の希望し期待する平和は、決して圧迫的もしくは弥縫的の平和でなく、国際道徳向上し、正義人道の信仰高まり、而して国際紛争の種因の絶滅に因りて自然に來る所の自然の平和であらう。故にその平和は、目的の平和でなくして結果の平和であらねばならぬ理である。米国には「平和厲行同盟」(League to Enforce Peace)という団体が往年出來た(今でも存続して居るであらう)。が、この命題は、如何なる種類の平和でも、如何に圧迫的將た弥縫的の平和でも、いやしくも平和であり

第二章

不戦条約の能否

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

戦因あらば不戦
の約束は不可能

不戦条約は、現に国運を賭して戦わねばならぬほどの相容れざる重大利害が目前にあり、それが戦因となりて当該両国間に伏在して居る限りは、如何にこれを取り結ばんとしても、それは到底不可能である。例えば我国の過去に就いて云えば、明治二十七八年の日清戦役以前にありては、日清両国は互いに朝鮮に対する覇権を相争い、その利害は到底調和するを得ざるものであつたから、当時日清両国間に仮に不戦の約束をなさんとしても、それは能きぬ相談であつた。三十七八年の日露戦役前においても、我国は満韓問題にて妥協し、依つて以て戦禍を未前に防がんと試みて見たが、露国は依然満洲を併呑し、朝鮮をもその掌中に握り、覇を極東に樹て、飽くまで恫喝以て我国を屏息せしめずんばやまざるの方針であつたので、利害は到底衝突せずんば収まらず、我国の妥協的方針も遂に容れらるる余地が無かつた。歐洲大戦前における塙露ないし独英の關係に就いても、これまた同様に論すべきである。

かくの如く当該両国間において、利害が衝突せずんばやまざる趨勢の下に戦因が常に蟠つて居つたのでは、如何に不戦の約束をその間に試みんとしても、結局痴人の夢を談ずると択ぶ所ない訳である。然るにこれと反対に、もし当該両国間に真個の利害の衝突なく、真個の戦因なるものが存在せざるにおいては、而して両国にして真に誠意を以て国交を維持増進せんと欲するにおいては、不戦条約の締結は決して不可能で

軍縮は遅るれば
益々困難

はないと信ずる。

軍備の縮小は誰しも希望し、現に列国共にこれを実行したき意図を有せざるはない。けれども、それがなかなか実現しない。本年三月ジュネーヴにて開催せられたる国際聯盟の軍備縮小準備委員会において、露国代表リトヴィノフはその提出せる軍備全廃案の説明演説中に、国際聯盟は既に百二十回に亙りて種々の名義の下に軍備問題を取扱い、既に百十一の決議を採択したが、未だ一步もその実現の階梯を履み居らずと述べ、その小田原評議を大いに嘲笑した。實際かく嘲笑せられても、列国は正直の処これが弁解に一言の辞もない始末である。元々軍備の大縮小は、大戦の直後列国民が深く戦禍の苦しさ^でと馬鹿らしさを痛感し、拳世干戈を呪うの情に最も強烈なる際においてこそ能き^でること^で、それが五年と経ち十年と過ぎるに及んでは、一方においてはさきの戦乱に対する苦痛の実感は既に消え失せ、他方には戦禍の新種因が年一年と増加するから、軍備縮小は次第に困難、すこぶる困難、遂には到底不可能ということになる。然るに従来聯盟の軍縮諸会議においては、討議がいつも政治的大局よりも技術的見地において行われ、支葉の細目をほじくるに忙しい始末であるから、その業務の抄取らないのも実は怪しむべくもない。

けれども、それが如何に遅れて実行次第に困難の度を加うるとは云え、これを今日

第三章

不戦条約の種類

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

ギリシャの宗盟
会議

第一項 往古の不戦条約又はその私案

不戦条約なり、将た古の明君賢相、学者哲人等に依りて世に問われたるその各種私案は、必ずしも今日の新発明ではなく、古来その標本を見出すに乏しきを感じない。遠き昔のギリシャ諸市国間における宗盟会議 (Amphicyonic council) は、締盟諸都市がアポロの神殿の前に訂盟せる一種の不戦条約の成果であつた。宗盟会議は当年の宗教同盟の表現である。往古ギリシャ人は、宗教上の儀式及び祝祭をば或いは各都市特立的に行い、或いは近隣共同の一集団として定期にこれを行うものもあつた。その特立して行えるものはオリムピック、フェニアン、ネメアン、イスミアン等の競戯となり、共同して行えるものは化して謂わゆる宗盟会議なるものとなつた。宗盟会議の原語アムフィクチオニーは、ギリシャの神祖 Helon の弟として古代史に伝えらるる神話の一勇士 Amphicyon に字源を発せりとのことなるが、その後附近の往者即ち隣人の意に用い、更に一転して近隣の種族もしくは都市がその共同財産視する或る特定の神殿に犠牲を供せんがため、定時相会同する宗儀上の会議を意味するに至つた。この会議はドリアン族の征服以前よりギリシャ各地方に存在して居つたが、その発達の旺盛を示したのは紀元前七世紀の初葉で、当時特に有名なりしはデルフィの同会議であ

る。この会議は春秋二季に定期に行われ、春季のは同地のアポロ神殿にて（紀元前四七七年、エジアン海に沿える諸都市がペルシャとの大戦後アテネを盟主として政治的聯盟を組織するや、該聯盟の中枢を同殿に擬した）、秋季のは同地より遠からぬテルモパイリーのデメテル神殿で開催するのが常であった。

宗盟会議は、当初は独立の都市国十二にてこれを組織し、その主たる目的は、締盟国互いに相約してデルフィの神殿及び宗儀の威信を支持し、神殿所屬財産を保護増殖し、兼ねて締盟都市の独立を保障し、その侵犯者に対しては他の締盟都市国相聯合してこれを討伐するにあった。その後若干の政治的約束は加味せられ、或いは締盟都市国間の各種紛争を調停し、又不逞と認めたる都市国に罰金を課し、将た進んで神聖戦争を宣したる例もある。クリサ市が巡礼者に対し通行税を賦課するの挙あるや、罰として同市の破壊を宣し、遂に謂わゆる第一次神聖戦争（紀元前五九五年ないし五八五年）を惹起し、又フォシアン、フムフィスエアンの両族が神領地を侵蝕せりとの故を以て第二次神聖戦争（紀元前三五七年）を開始したる事蹟は史上で詳かである。

想うに当時のギリシャにありては、宗教と法律とは同意義で、法律の權威はこれを神に承け、その制裁は則ち神意にして、法律を犯すは神に対する罪惡なり、というのがその基礎觀念であつたから、宗盟會議の趣旨には歐洲の國際法の觀念の一淵源と看

サン・シモンの
歐洲改造案

主義の一大共和聯邦組織に改造するの案を以て英国政府の所見を叩き、これに対し英皇ジョージ三世は議会の開院式勅語中において深厚なる言辞を以て敬意を表し、恒久平和が恰も雲上より降下せんとするの瑞祥は一時きらめいた。このめでたき時勢の間において、カントの平和論の仏訳が一八一四年パリにおいて刊行せられたると恰も時を同じうして世に出でたものが、仏国の社会主義の祖サン・シモンの歐洲改造案である。彼は、國際の一般的利益のためには私利を犠牲にすることの歐洲の恒久平和に必要な所以を力説した。ここまでの趣旨は結構至極であるが、彼は恰も当時ウィーンに開会中なりし國際會議を範例に取り、歐洲に二院制の國際議會を作り、その上院は歐洲各国の世襲君主を以てこれを組織すべしと説きたるに於て、当年の自由主義者は一斉にこれを嗤笑^{ししょう}した。ともかくもかくの如くにしてアレキサンドル一世の前述の提唱に胚胎し、サン・シモンの歐洲改造論に間接に促されて出来揚った急造粗製の産物が、これ即ち一八一五年のパリ四国条約及び有名なる神聖同盟である。神聖同盟は十五世紀の初期における明らかに不戦条約というべきものであったが、その締結始末及び訂盟内容は一般の歴史に詳かであるから、今は省略する。

第二項 國際紛争の平和的处理方法の發達

平和的処理の意義

爾來星霜一百年を経たる間において、國際紛争を平和的に処理する方法は各国の間に練られ、その応用の実例も少なからず示された。謂う所の平和的とは英語の amicable で、普通に用いらるる pacific よりはその意義が狭い。稀には、この場合に pacific の語を以てこれを説ける著者もあるが、元來 pacific なる語は、開戦に至らざるまでの一切の手段を含み、ただに amicable のみならず、non-amicable 即ち forcible の手段、例えば平時の返報 (retorsion)、復仇 (reprisal)、船舶抑留 (embargo)、その他平時封鎖 (pacific blockade) 等の強制的手段までも包含せしむるを普通とする。がここに謂う平和的とは、かく広い意義でなく、強制的手段に属するものは除き、専らハーグ条約その他の國際法規の範圍における各種の平和的処理方法を意味するに止まるのである。

平和的処理の方法

この意義において、國際紛争の平和的処理方法と云えば、從來は周旋 (good offices)、居中調停 (mediation)、國際審査委員會の審理 (investigation of international commissions of inquiry) 及び仲裁裁判 (arbitration) の四者を挙ぐるのを普通とした。或いは外交談判即ち negotiation をもこれに加えて説くものもある (Oppenheim, II, §§3, 4)。外交談判は國際紛争を平和的に処理する一方法と云えば一方法に相違ないから、これをその一に加うることは理において必ずしも不当とは称し難きも、然る場合には國際紛争なる

周
旋

ものの範囲がすこぶる広くなり、外交当局者の一寸した事実の行違いや意見の相異をもことごとく国際紛争の中に入れねば収まりがつかなくなる。平和的処理を対象として論ずる国際紛争は、かかる広義のものに取らず、外交当局者間において談判を試むるも意見が一致せず、即ち外交談判に依りて満足なる解決を得ることが困難となつたか、なりかかつて来たという問題において始めて国際紛争の語を用いたい。随つて外交談判なるものは、むしろ国際紛争を生ずるに至るまでに当事国間において履み行いたる必須且つ既了の楷^ぎ梯手段なりとして、ここに謂う平和的処理方法の範囲よりは省くことにしたい。勿論外交談判を平和的処理方法の一に加うるも加えざるも、見地の如何に因ることであるから、省かぬ方が可^よいと云えば強いて省くにも及ばず、暫くいずれにても可なりとし、その他において少なくも周旋、居中調停、国際審査委員会の審理、及び仲裁裁判の四者が共に従来国際紛争の平和的処理方法とせられ、ハーグ条約もこの四者をその処理方法として挙例し、これに関する詳細の規定を設くる所あつた。

周旋の洋語 good offices, bons offices には、外交用語として三種の相異なる意義がある。その第一は、平時又は戦時において或る外国使臣が任国政府に対し第三国の政府又は人民の利益を代表するの意義である。特に交戦国に駐劄する或る中立国の使臣が

仲裁裁判の目的

第三項 仲裁裁判の概説

以上各種の平和的处理方法中、從來最も広く用いられ、且つその法的意義を有するにおいて最も權威を示したものは仲裁裁判である。殊に、過去における或る種の不戦条約の類例を今日の不戦条約問題に最も縁故深き所のものに求むれば、一九一一年（明治四十四年）に米英及び米仏の間に調印せられたる総括的仲裁裁判条約、及び一九一四年（大正三年）成立のブライアン平和条約をその巨擘（きよへき）に推すべきが、これ等両条約の意義性実（ぎぎじつ）を明らかにするには、これに先だちて普通の仲裁裁判の目的、構成、その他に関して一応の説明をなし置くの要がある。

仲裁裁判の何たるかは、一九〇七年（明治四十年）の第二回ハーグ平和會議議定の国際紛争平和的处理条約中の定義——もし定義ということの適切でないならばその目的の限定——が最も簡にして要を得て居る。即ち同条約第三十七条に「国際仲裁裁判ハ国家間ノ紛争ヲ其ノ選定シタル裁判官ヲシテ法ノ尊重ヲ基礎トシテ処理セシムルコトヲ目的トス」とあるのがそれである。別言すれば、その処理に当る者が裁判官即ち judges の資格であること、而してその処理の規矩準繩が法即ち law にあること、これが仲裁裁判の周旋、調停等と異なる要点である。仲裁と裁判とは本来別個の両觀念に

属するに、これを一括して仲裁裁判というは、その命題自身において適否の疑いなくもないが、慣例上及び国際法規上既に一の術語となつて居るから、今はこの語を尊重するの外ない。

仲裁裁判の裁判者には、従前は arbitrator もしくは umpire の語を用ゆるを普通とせるに、右の平和的处理条約においては特に judge, judge の字を用いてある。これ畢竟右の「法の尊重を基礎として」の条件に照応せしめたが故であろう。その裁判官としては、紛争当事国において第三国の元首にこれを煩わすこともあれば、特定の仲裁裁判機関に依る裁判官を指定することもある。仲裁裁判機関に関する国際法規が完成し来たる今日及び今後においては、第三国の元首に裁定を求めることは最早や跡を絶つてであろう。又周旋もしくは居中調停は、紛争の継続中、一度試みて功を奏せずんば後の適當なる機会においてこれを再びし、これを三たびするに妨げないが、仲裁裁判にありては、一度判決ありたる上は控訴上告の道なく、判決は最終的のものであること、これまた両者の間における重要な一差異と見て可い。^{よろし}尤も仲裁裁判においても再審の請求をなし得ぬではないが、これは特殊の新事実発見の場合に限れるもので、単に判決を不当として再審を請求し得る筋合ではない。

仲裁裁判は近代の発明でなく、古代のギリシャ及びその以前においても、疾く行わ

仲裁裁判の発達

翌九七年、英米間に仲裁裁判に関する一条約の調印が出来た。この条約には紛争案件を二種に分ち、領土問題又は国家の権利問題を包含せざる所の案件はこれを普通の構成における国際仲裁裁判廷の審理に附すること、その裁判官は米国の大審院又は巡回裁判所の判事三名と英国の大審院判事又は枢密顧問官三名より成ること、裁判は五名の多数決を要すること等の規定があつた。その調印者の名を取り、俗にこれを「オルニー・ボンスフォート条約」(“Olney-Pauncefote Treaty”)と称する。けれどもこの条約は米国上院において反対を受け、遂に不批准に了つた。その不批准に了つた一原因は、予て米国には英国より帰化した者で英国に好感を有せず、いやくも英米の親好に寄与するが如き画策にはことごとく反対するという一派があつた所、米国の議員中には、選挙場裡において彼等一派の投票を集めんがため、ことさら彼等に媚びて該仲裁裁判条約案に反対したという事情にもあつたのである。その後英米間には一九〇九年(明治四十一年)に仲裁裁判条約が出来たが、この条約は両締約国の重大なる利益、独立、もしくは名誉、並びに第三国の利益に影響すべき紛争は附議事項より除外せられてあるから、要するに月並の仲裁裁判条約に過ぎなかつた。

第四項 総括的仲裁裁判

米英総括的仲裁
裁判条約の調印

然るに降って一九一一年（明治四十四年）の八月、米英（及び米仏）間に総括的仲裁裁判条約が調印せられた。丁度その前年のことである、米国議会にては「一般平和に関する委員任命」ということに関する聯合決議が可決せられた。この決議はすこぶる重要な文句を含んだもので、即ち「国際的協定に依り世界各国の軍備を制限せんがため現存の国際的機関を利用し、及び世界の聯合海軍を以て一般的平和の維持のためにする一の国際的武力に充当する方法を講究せんがため、並びに政府の軍事費を軽減し戦争の可能を減少すべき他の何等手段を講究及び報告せんがため、大統領において五名の委員を任命すべきこと、但しこの聯合決議に依り委任せられたる経費は、総額一万ドルを超えざること、又該委員は本決議の通過の日より起算し二ヶ年以内に最終報告をなすべきこと」というのであった。大統領タフトは同一一九一〇年六月これを裁可し、次いでこれに対する各国の態度を試探した。然るに各国に格別の反響も無かった。けれどもタフトはなかなか熱心で、同月末自身の肝煎である「米国国際紛争司法的処理協会」の定期総会に臨んで大いに仲裁裁判論を高唱し、殊に国際紛争は国家の名誉もしくは重大利害に関するものと否とを問わず、総てこれを仲裁裁判に依りて解決することにしたしとの意見を提唱した。一国の責任ある主脳者が、私会とはいえ公然かかる思い切った論を高唱したのだから、世間には相応の注意を惹いた。かくて

謂わゆる平和促進
条約

ブライアンの提
唱

方を国際協調主義よりも重しとすること、右の修正趣旨においても、往年のハーグの国際紛争平和的処理条約に対する留保においても、将た後年の国際聯盟規約批准問題の際においても、毎々発露したる所の一定不拔の伝統的方針である。

第五項 ブライアン平和条約

タフトの総括的仲裁裁判条約案はかくして不成立となった。彼の後任ウィルソンは、再びこれを盛り返すことは試みなかったが、その就任後程なく別種の国際紛争処理方法を案出し、即ち米国が既に二十有余国と締結したる仲裁裁判条約はこれをそのままに存置し、別に仲裁裁判の附訟事項に属せざる一切の紛争を一種の審査委員会に附議するの条約を補足的に各国と締結することに志した。この目的を以て成りしものが「平和促進条約」(“Treaty for the Advancement of Peace”)、俗に「ブライアン平和条約」(“Bryan Peace Treaties”) なるものがある。

時の國務長官ブライアンは、予てより一切の国際紛争をば、その性質の如何を問わず、先ず一応国際紛争審査委員なるものの審査に附することに依りて開戦の危険率を減少せしめんとするの案を抱いて居った。彼は一九〇五年(明治三十八年)九月世界漫遊の途に上るや、各国の識者に向つてこれを説いてその考量に供した。当時彼は先ず

提案の趣旨

本邦に渡来し、東京にて銀行集会所の招宴の席上この意見を述べたことがある。けれども列席の我が実業家の多数は、通り一片の挨拶視してこれを聞き流し、何等の共鳴も反響もこれに与えなかった。翌年六月、彼がロンドンに到りてこれを説くや、英国内には同感者少なからず現われ、時の首相カメル・バンナーマンの如きは率先これに賛し、当時ロンドンにて開会中の万国議員聯合大会に臨んでなせる演説中において有力なる裏書をこれに与えた。

かくてブライアンは、帰国後機会ある毎に自説を朝野に宣伝し、大統領タフトの英仏両国政府との間に総括的仲裁裁判条約の交渉を開きたる折には、大統領に献策して考案の一部分を該条約案の中に挿入せしめた。その後彼がウィルソン大統領の下に入つて國務長官となるや、大統領に説いてこれを公式に各国政府に提議することとなり、一九一三年（大正二年）四月二十四日在華府^{ワシントン}三十九ヶ国代表者を國務省に招き、親しく提案の要旨を述べて案文をこれに交付し、その考量を促求した。提案の趣旨は、要するに仲裁裁判条約において附訟事項より除外せられたる或る種類の問題までも包括せしめ、一切の国際紛争をば、その性質の如何を問わず、先ず一応国際紛争審査委員会の審査に付し、その審査終り報告に接するまでは、紛争当事国は如何なる事情あるも開戦せず、ということの条約を取り結ばんとするにあつた。彼が後年米国国際法

第六項 国際聯盟規約の不戦規定

国際聯盟規約はその第十一条ないし第十五条において、一種の不戦規定を設けた。これを不戦規定と云うては多少の語弊あるか、既に第一章に述べた如く、不戦なるものを無用な戦争、やらないで済む戦争、義戦以外の戦争、これを避くる意味にての不戦と解すれば、聯盟規約の右条項もまた一種の不戦規定というに妨げない。今その内容を略叙するに就いて、順序としてこれを戦争の共通利害、開戦前の予備手段、仲裁裁判の裁定又は司法的解決、及び聯盟理事会の審査、の四段に分つて見るを便利とする。

戦争の共通利害

第一には、戦争又はその脅威の共通利害である。第十一条第一項に依れば、凡そ「戦争又ハ戦争ノ脅威ハ聯盟国ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ワス総テ聯盟全体ノ利害関係事項」とし、これに対し「聯盟ハ国際ノ平和ヲ擁護スル為適當且有効ト認ムル措置ヲ執ル」のである。而して「此ノ種ノ事変発生シタルトキハ事務総長ハ何レカノ聯盟国ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事会ノ會議ヲ招集」する。又同第二項には、「国際関係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ国際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各国間ノ良好ナル了解ヲ攪乱セムトスル虞^{おそれ}アルモノニ付聯盟総会又ハ聯盟理事会ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟

各国ノ友誼的權利」なりとしてある。即ち第一項の場合においては、当該聯盟国は聯盟理事会の招集を請求するの權利あるが、これに反し第二項の場合には、單に聯盟總會又は聯盟理事会の注意を喚起するの權利に止まるの差がある。

この規定は、ハーグ平和會議の時代から見ると、國際協力の觀念に著しき進境あるを認めざるを得ない。当年の國際紛争平和的處理条約（第二回）の第三条には、重大なる意見の衝突又は紛争を生じたる場合には「紛争以外ニ立ツ一国又ハ數国ガ事情ノ許ス限り自己ノ發意ヲ以テ周旋又ハ居中調停ヲ紛争国ニ提供スルコトヲ有益ニシテ且希望スベキコトト認ム」と規定せるも、これは読んで字の通り、甚だ生溫い意見の表示に過ぎない。又同条約第四十八條第一項には、「締約国ハ其ノ二国又ハ數国ノ間ニ激烈ナル紛争ノ起ラントスル場合ニ於テハ常設仲裁裁判所ニ訴フルノ途アルコトヲ之ニ注意スルヲ以テ其ノ義務ナリト認ム」とあるが、その義務の履行方に就いては何等の規定なく、これを履行するもせざるも締約国の任意である。殊に同條第二項には、「常設裁判所ニ訴ウベキコトヲ勸告スルハ全ク周旋ノ行為ニ外ナラザルモノト認ムベキコトヲ宣言ス」と規定して、如何にも紛争当事国の御機嫌に触れざるように、こわごわ勸告するという精神が表われて居った。國際聯盟の下にありてはこわごわではなく、聯盟總會又は聯盟理事会の注意を堂々と喚起し、これをして「國際ノ平和ヲ擁護

相互保険条約の
提唱

第七項 平和議定書及びロカルノ協定の不戦条項

前項所述の国際聯盟規約の上における不戦規定は、一九二四年（大正十三年）の第五回聯盟総会において成立したる国際紛争の平和的处理に関する新条約、一名平和議定書と称せらるるものに依り、更に極めて意義あるものとなった。

これより先き一九二二年の第三回国際聯盟総会においては、軍備縮小を実現せしむる一方法として、相互保険条約の必要論が力説せられた。相互保険条約とは、一国の軍備縮小に乘じ他の一国これに攻撃を加うるあらば、爾余の列国はことごとく来たりてその被攻撃国を援助するを保障するという条約である。その提唱者ロバート・セシルは、この条約さえ出来れば何れの国も安心して軍備縮小を断行するを得べしとて、熱心にこれを主張した。けれども仏国代表者ヴィヴィアニは、隣国の突如たる攻撃に由り数時間を出でざるに、その被攻撃方面のたちまち悲惨の境遇に陥るべき地理的状态の下にある国においては、いつ列国の援助の現実に到来するや測り知れざる相互保障などを当てにして軍備縮小を決行するが如きは大早計である、と論じてこれに反対し、他の諸国中にもこれに共鳴する者があった。されば、これ等の反対的意向の既に知れ渡れる第五回聯盟総会においては、英国首相マクドナルドは、相互援助条約の代

「国内問題」の
波瀾

りに仲裁裁判制度を完成し、法律的問題に限らず政治問題をもその附議事項に包含せしめて応訴義務の範囲を拡大し、且つ又世界各国を網羅する軍備縮小会議を歐洲に開催すべしとの議を提出した。仏国首エリオも、相互援助条約案を支持しつつ右の提議に賛意を表した。

かくして同総会においては、右の提議を以て仲裁裁判、相互保障、及び軍備縮小の三者に相関聯するものと認め、その審査を法律関係の第一委員会、及び軍備関係の第三委員会に附託し、更に混成起草委員会において議定書の原案成るに及び、謂わゆる「国内問題」にて会議に一波瀾を惹起した。このことは、後章の不戦条約案にも掲記せられある国内管轄問題なるものを是非する上に重要な一参考資料たるものであるから、その始末の梗概を摘記して置きたい。

初め平和議定書の原案が前述の両委員会の審査に附託せらるるや、第一委員会の分科会においては、法律問題は勿論のこと、その以外の紛争にても、総てこれを平和的手段にて解決すべく、戦争は侵略国に制裁を加うる以外に一切これをなさざることにし、又聯盟理事会の和解方法その功を奏せず、且つ理事会において全会一致の報告を得るに至らざる場合に戦争に訴うることを認許して居る所の現行聯盟規約を改め、全会一致の報告を得ざる場合においても、紛争は更にこれを仲裁委員又は和解委員に附

第八項 安全保障委員会の不戦研究

局地的協約の環
圈

ロカルノ協定の成立が国際平和の確保に寄与することの大なりしは論を俟たぬが、しかも同協定は、元々ドイツを中心とする歐洲七ヶ国間限りの保障仲裁協約たるに止まり、随つて言わば歐洲の局部的不安を除去するの効あるに過ぎない。つまり同協定は、多数列国を包羅する保障仲裁協約の困難が平和議定書の頓挫に由りて立証せられたがため、改めてこれを局地的に実行し、以て同議定書の精神を発揚せんとする趣旨に出でたものである。而してもしかかる局地的協約の環圈が仮に各方面に組立てられ——この傾向は近來バルチック沿岸、中央ヨーロッパ、及びバルカンの諸国間に著しく見える——それに依り連環的の一協約が漸次列国を包括的に掩うようになれば、平和議定書及びロカルノ協定の精神は共に達成せられ、依つて以て大いに世界の平和に貢献するに至るべきは、理の踏易き所である。安全保障問題は、この意味の下に攻究が進められつつあるものと解せられる。

安全保障の先決
要求

とにかくロカルノ協定の成立、及びこれと共にドイツの聯盟加入は、欧大陸の不安を少なからざる程度に洗除し、随つて過去十年の懸案たる軍備縮小も、いよいよこれを実現せしむべき機運となり、これがために一九二六年五月、軍備縮小會議準備委員

会なるものも設置せられた。しかも列国の内面を窺えば、国防の須要は依然安全保障の要求を抛たしむるに至らない。されば国際聯盟においては、同準備委員会の事業の進捗を計るには、軍備縮小を實行したる国がその実行後、国の安全を脅かさることないような保障問題を先づ研究し、これを確立せねばならぬという論であつた。

国際聯盟の第三回総会において相互保障条約のことが力説せられた次第は前に述べた。実を云えば、相互保障の道が確立せられねば軍備縮小が能きぬという論にも明らかに一理あるが、軍備縮小が実行せらるれば安全保障も自然実現せらるる訳で、随つてその先後順序は恰も鶏と卵といずれが先きかを争うに類する。されどとにかく聯盟は安全保障を先決的に取り扱うの方針に傾き、兩三年に互れる討議研究の末、昨年九月の第八回聯盟総会において（一）特殊の又は一般的の条約に依り仲裁裁判の漸進的普及を計ることを勧告し、（二）軍縮準備委員会をしてその専門的事業の完成を進め、軍備縮小会議の開催を促すべく理事会に要求し、（三）現に右準備委員会に席を有し及び招請を受くる諸国の代表者を以て一の委員会を設け、これをして安全及び仲裁裁判の保障を各国に与える方法を研究せしむること、という趣旨の決議を採択した。別言すれば、現在の軍備縮小準備委員会とは別に一の委員会を設け、これをして安全保障及び仲裁裁判に関する方法を研究せしむるというのである。

第四章

最近の不戦条約問題の事歴

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

不戦条約論の具
体化

前章叙述せる如く、広義の不戦条約は古来既に類例のある所なるが、その条約の適用上にいづれも例外が多いので、これに不戦の文字を冠するは当らずと云えば云える。そこで真個のもしくはほぼそれに近き不戦条約の締結を促し、真個に紛争を平和的に解決すべしとの運動は、最近の両三年来歐洲の各方面に現われた。而してその運動は、既に北歐洲の一角に具体化せられ、現に昨一九二七年三月、ベルギーとデンマークの間に、ほぼ理想に近き不戦の一条約が成立した。その主眼は、凡そ尋常の外交手段にて解決する能わざる両国間の紛争は、その種類の何たるを問わずこれを常設調停委員会と称する一の常設国際機関か又は常設国際司法裁判所に附議して平和的にこれを解決すべしというにある。右条約の成立に前後し、ベルギーとスウェーデン、及びデンマークとチェッコ・スロヴァキアの間に、概略右と同様の趣旨に係る調停及び仲裁裁判条約が調印せられた。

ブリアンの対米
提議

しかも転じて米国を見れば、不戦条約の提唱者及び賛和者は累年その数を加え、殊に最近に至りては、上院の外交委員長ボラー、コロムビア大学総長バトラー等を始め、有力なる人々の間にこの論は頗に力説せらるるに至った。別して昨年四月六日、仏国外相ブリアンが米国の大戦参加十周年記念日に際し、米國聯合通信社を通じて米国民に対し一のメッセージを送り、不戦条約の締結を慫慂して以来、この問題は内外識者

その要旨

の焦点となり、各国の新聞雑誌の上における一の公開問題となるに至った。

ブリアンのメッセージの要旨は、「仏米両国が平和問題に関して歩み来たれる道は異なるとするも、目的は一である。軍備制限は国家間における平和に対する意思に依りてのみ達成せるべきもので、これに関する仏米の意見は互いに同情的であり、且つ全然一致して居る。もし平和に対する熱望の証拠として、且つ他国民に対し範を示さんがため、二大共和国間においてその必要ありとせば、仏国は戦争を相互に違法となす所の協定を米国と取り結ぶに躊躇しない。戦争廃止の思想は国際聯盟加入国及びロカルノ協定調印国の間には普遍的なるも、これと同様の精神に由る協定を米国が他国、例えば仏国、と締結するにおいては、国際平和政策樹立の基礎を拡張する上に貢献する所すこぶる大であらう」というにありて、仏国側においては米国との間に不戦協定を締結することを審議するの用意ありとの旨を添記し、暗にこれを慫慂する所あった。ブリアンの右のメッセージは、実に今日の不戦条約論を燎原の勢に導いた初点火である。

米国における好
反響

ブリアンのこの提議は、仏国の内閣の慣例から推測し、無論閣僚の同意を得た上のことなるべく、即ち仏国の政府を代表したるものとして受け取られ、随つて米国側においては、これに多大の重要性を認めた。且つブリアンがこれを普通の外交徑路に由

第五章

シ
ョ
ツ
ト
ウ
エ
ル
案
の
検
討

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

その全文

不戦条約問題を論ずるには、幸に前述のシヨットウエルの試案があるから、これを基礎として論歩を進むるのが便利である。尤も米国务務長官ケログの昨年十二月二十八日付以降累次の対仏通牒が既に公表せられてあるから、これを基礎として論評するのも悪くはないが、私の見る所では、やはり先ずシヨットウエル案をば検討し、然る上にて米仏間の不戦条約問題に移る方が、問題の性質を明らかに捉うる上において却って捷徑のように思う。

シヨットウエル案には青木氏の訳文もあるが（『外交時報』十月一日号）、高柳教授の『改造』（十二月号）に載せられたるものに「此処に掲げた翻訳は私が更に青木君と協議の上試みた改訳である」と記してあるから、便宜同教授の訳文の方を左に転載することにする。（但し私がこれに句読点を施し、且つ極めて僅かばかり字句や仮名遣いに修正を加えたことを恕せられたい）。原文は巻末に附録として添えてあるから（※本版では省略）、便宜参照せられんことを希望する。

米国及び×国間恒久平和条約案

第一部 戦争の非認

第一条 米国及び×国は、如何なる場合にも他の一方を攻撃又は侵略せず、又はこれに対し戦争に訴えざること約す。

第二条 前条の規定は左の場合にはこれを適用せず。

(一) 正当防衛権の行使、即ち前条の約定の違反に抵抗する場合。

但し攻撃を受けたる一方は直ちに紛争を平和的处理手続に附し、又は仲裁的もしくは司法的判決に従うことを申出づることを要す。

(二) 南北米大陸に関する米国の伝統的政策を遂行する米国の行動。

但し米国は、米大陸の国と米大陸以外の国との間の紛争が仲裁裁判又は調停に附せらるるために最善の努力を竭すべし。

第三条 世界平和促進のため両締約国は左の事項を約す。

本規約以外の義務的の国際紛争平和的处理に関する条約又は規約に対し違反ありたる場合には、締約国のいずれの一方も右条約違反国を幫助せざるべきことを約す。右条約違反国が締約国のいずれか一方なる場合には、他の締約国はこれに対し完全なる行動の自由を回復す。右の場合に執るべき措置は、米国に就いてはその政府の行動に依り、×国に就いてはその現存条約上の義務に従いこれを決定す。

第四条 平和維持に就き一般に承認せられたる法規の重要なことに鑑み、両締約国は本条約に定めたる如く、政策の具としての戦争を非認する基礎の上に国際法の漸進的法典化の促進に努むべきことを約す。

第六章

米国の仏国その他との不戦条約交渉経過

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

仏国外相ブリアンが昨年四月六月に米國聯合通信社を通じ、始めて不戰條約の慫慂を米國に試みて以來の米國における反響は、既に第四章においてこれを叙した。然らば本問題は、その後米仏兩國政府間において如何に發展せしやというに、ブリアンは右慫慂を試みてより間もなき同年六月、在パリ米國大使ヘリックを通じて、米國政府に向つて非公式的に「仏米恒久修好條約案」を送り、その考量を求めた。當事米國政府にありては、恰もジュネーヴの補助艦制限會議の準備に忙わしく、且つ不戰問題は先ず同會議の成行を見たる上のことにせんとのかえもあり、旁々仏國との交渉はむしろ第二位に置く風でもあつたが、該會議の昨年八月遂に不成功に了るや、米國政府は仏國の提議を考慮するに意傾き、上院外交委員方面の意向をも探り、その主義上異議なきを確かめたので、大統領クリッジは十二月六日の教書中において「政府は憲法の許す範圍内において國際的不戰條約を締結し、大いに平和政策の確立を期する方針なり」と記して交渉開始に意あることを示し、次いで國務長官ケログは、同十二月二十八日を以て在華府^(ワシントン)仏國大使クロードルを招見して一片の覚書を手交し、これを本國政府に伝達せんことを依頼した。これが米國政府の第一回対仏通牒で、その要旨は左の如きものであつた。

「去る六月仏國外務長官ブリアン氏より非公式的に予に伝達されたる『仏米恒久

『修好条約草案』は、両国がその国民の名において凡ゆる戦争を非認し、戦争を以て国家政策の具となすことを排斥すべきことを厳に誓うと共に、両国間に生ずる紛争は、その性質及び原因の如何を問わず、その解決は平和的手段の外に途を択ばざることを約するにある。この提案に対し深甚なる考慮を払える予は、この機会において米国民を代表し、外相ブリアン氏を通じて表白されたる仏国民の高潔なる友情に対し深甚なる同意を表する。米国政府は、戦争を禁遏し仲裁に対するその確信を新たに誓約せんがため世界の各国政府と協力し得る総ての機会を歓迎し、且つ干戈を排除する各種の条約を提起するは世界平和を具体的に促進するものなりと信じて疑わない。予が一九二七年十二月二十八日付を以て貴下に送れる通牒中に提案せる一九〇八年の仏米仲裁協約に代るべき新仲裁条約は、右の見解を具体的に表現したものである。新条約は旧協約の範囲を拡大し、両国の歴史的親善関係を断じて破棄することなきよう、両国の強固なる決意を記録せんとするものである。しかも予は、仏米両国のみが不戦の宣言をなすに止まらず、進んで世界の列強をもこれに加うるを得ば、世界平和に対し更にヨリ意義多き貢献をなすものなりと思惟する。かかる列強間の不戦宣言にして幸に実現せんか、世界各国はその範に倣い、漸次この約束に参加し、その完成を見るに至るであろう。故に米国政府は仏国政府と協力し、世

第七章

不戦条約に対する疑惑又は非難

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

不必要という論

不戦条約に就いては、我国にも相応に反対論がある。今その論拠を大薩張りに摘記して見ると、

その第一は、不戦条約を不必要としての反対論である。この反対論の一理由とする所は、日米の外交関係は今日不戦条約を必要とするほどの不安状態にない、それにも拘らず、ことさら不戦の約束などせんとするのは、謂わゆる白昼に灯火を点し、土用に防寒服を持ち出すの類でないかというにある。私はそうは見ない。成程日米の外交関係は、今日さほどに不安状態にはあるまい。が、今日の不安状態でないことは、以て必然的に明日の同様の保障し得るか。日米間には今日国運を賭して戦わねばならぬような戦因は無い。けれども、一朝の激情や、戦争に依りて一儲けしようという輩の鼓吹に由り、真個の戦因なきに偶然的の引懸りで、国を開戦に陥れる事例は、古来枚挙するに遑あらずで、今後とても、又今日不安状態に在らざる日米間にありても、その絶無は断じて保障し得られない。故に国際関係が現に不安状態にないからとて、その故を以て不戦条約を不必要と見るのは、私の与せざる所である。白昼でも、稀には予期せざる暗雲猛雨の下に灯火は要る。土用の折にも、悪感に冒さるれば浴衣の上に襦袢を重ねることもあろうではないか。

その第二は、米国との間に不戦条約を取り結ばずとも、米国をして国際聯盟に加入

米国の聯盟加入
が捷徑という説

せしむれば可い^{よろし}ではないか、それが不戦の捷徑であるという説である。

これは確かにその通りである。米国を對手とする不戦条約問題は、我国でも仏国でも、米国が畢竟国際聯盟に加入して居らぬからである。米国にして吾等の希望するが如くこれに加入すれば、不戦条約の必要が無くなることは勿論である。けれども、繰り返すまでもなく、米国の聯盟加入は今後いつのことか、吾等には判らず、米国自身とても恐らくは判るまい。米国はこの両三年来聯盟主催の諸會議に参加し、又昨年はその主催せる補助艦制限會議を特に聯盟本部所在地たるジュネーヴに開き、又聯盟事務局には米国人が少なからず従事し、又ロックフェラーの如きは聯盟図書館の建築に二百萬ドルを寄附し、その他米国と聯盟との關係において、近時著しく接近の風あるは明らかに認められる。けれども、これは要するに一の協力政策の発露に止まり、未だこれを以て米国が聯盟加入に意が傾いたとか、加入の方針に一步を進めたとかを証するものとは認め難く、否、そう認めしむるには却って反対の事実が無くもない。随つて米国の聯盟加入ということは、今日の所近き将来においてその実現あるべしとは断言し得られざるのみならず、実は想像もつかぬのである。世人往々米国の加入は時の問題のみ、遠からず加入するに相違なし、と見る者もある。或いはそうかも知れない。けれども先きのことは、当てになる見込みのあるものでも、実は当てになるもの

補

遺

米国の日英独伊四国

へ不戦条約提議

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

本稿の印刷組込みがほぼ終れる四月十三日に至り、米国政府は我国及び英独伊の四国政府に向つていよいよ公式に不戦条約案を提議したことが翌十四日に公表せられた。この提議は数旬前より実は予期せられてあつた所であるが、公然の提議に接するまではこれを本論中に掲ぐることも能き^でなかつたので、すなわち今改めてここに補遺とし、且つ本論に説述した所と重複せざるように、極めて簡単にこれに関して一言を附加する。

米国の右四国政府への提案は、内容いづれも同様のものと聞くが、今在本邦マクヴェー大使の我が政府に致せる提議として世に報道せられた所のものを見るに、先ず大要左記の照会で始まつてある。

「最近仏米両国政府間においては、戦争を國際的に禁止せんとする問題に関し数回に互り通牒の交換が行われた。両国政府の見解は、相互間に交換せられたる往復文書の上において明瞭に示されてある。米国政府は本年二月二十七日の通牒中において述べたが如く、戦争なるものの廃止せらるるに至らんことを希望し、締盟国が互いに戦争の手段に訴えざるの義務を課する単一の多边的条約を仏英独伊日の各政府と締結し、然る後列国全部がこれに加入し得るの道を開かんとするの用意を有する。仏国政府は米国同様熱心に世界平和を促進せんとし、且つこの目的に対する実

際運動に付き他の諸国と協力せんとするも、同時に国際聯盟、ロカルノ協定、その他各種の中立保障条約加入国が考慮せざるべからずと仏国政府の思惟したる若干の点を指摘した。然しながら米国政府は、これ等の点は必ずしも米国政府の提案に係る多边的条約に対し修正を加うるの必要を生ぜしむるものとは認めず、却つて世界の各国は自国の利害に世界全国家の利害を適当に考慮し、この種の単一的条約に加入し得るものとの意見を有する。しかのみならず米国政府は、仏英独伊日及び米国が嚴肅に戦争を廃止する条約を締結し、且つ国際紛争はこれをことごとく平和的に解決すべき誓約を行うにおいては、精神上の大効果をもたらし、究極において他の世界各国もこれに加入するに至るべきを信ずるものである。

「故に昨今既に展開して一新時機に到達しつつある仏米両国間の交渉をして終局の成功を収めしむるためには、英独伊日の四国政府と新たに交渉を開き、四国が米国の提案に成る絶対的戦争廃止条約に参加する上においてその現在の国際義務がもし障害を来たすものとせば、その障害は如何なる程度に属すべきか、その決定を四国政府に求むることが必要なりと思惟する。これ等の事情の下に米国政府は、この手続に関し仏国政府と完全なる協定に達したる結果、本使はここに仏国外相ブリアン氏の昨年六月の最初の提案正文、並びに爾後仏米両国政府間において不戦を目的